

1. 未払い残業代請求をめぐる民事訴訟の状況

最近、未払い残業代をめぐる民事訴訟に関する報道が相次いでなされています。いずれも社員や元社員が、未払いの残業代があるとして会社に対して請求を行っているものです。

「残業代請求権放棄」に関する文書

不動産会社「東建コーポレーション」(東証一部上場)の社員・元社員5人が、会社に対して未払い残業代などの支払いを岡山地裁に求めている訴訟の弁論で、「会社が社員に残業代請求権を放棄させるように誘導していた」として、その手順などを示した内部文書を証拠として提出した。会社が未払い残業代を支払うように是正勧告を受けた際、支払額確定のために作成したもので、残業代が成果給に含まれていることを社員に再認識させるよう上司に求め、成果給が多額の社員には「未払い賃金なし」で合意するように誘導し、そうでない場合は低額に抑えるよう指示をしていた。社員側の弁護団では、「文書は労働基準監督署の是正勧告を愚らうするものであり、誘導された確認書は無効である」と主張している。

説明なく適用した「変形労働時間制」を認めず残業代支払い命令

パスタ店「洋麺屋五右衛門」の元アルバイト社員)が、運営会社に、「変形労働時間制」を悪用されたとして不払い残業代の支払いを求めた訴訟の判決で、東京地裁は、同社に残業代や付加金など計12万3480円の支払いを命じた。同社では、変形労働時間制の採用を理由に1日8時間を超えた分の残業代を一部しか支払っていなかったにもかかわらず、勤務シフト表は半月分しか作成しておらず、労働基準法の要件を満たしていないと判断された。

【リスクへの対応が必要】

未払い残業代をめぐるのは、「企業における終身雇用体制の崩壊」や「残業代請求が認められることの認識の広がり」などから、企業が請求されるリスクは増大しているといえます。金額面での負担に加え、会社のイメージダウンにも直結してまいりますので、企業としては、このような事態が生じないよう、日頃から十分な対策をとっておくことが大切です。

2. 行ってますか、安全衛生教育

労働安全衛生法では、会社は、労働者を雇い入れたときや労働者の作業内容の変更したときには、遅滞なく、その従事する業務に関する安全または衛生のための教育を行わなくてはならないとしています。

パート、アルバイト、契約社員など、どのような雇用形態であっても、この法律でいう労働者に該当します。したがって、これらの方々も含めて安全衛生教育を実施しないと、労働安全衛生法違反ということになってしまいます。安全衛生教育は、実施するようにしましょう。具体的な教育事項は以下のとおりです。

- 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 作業手順に関する事。
- 作業開始時の点検に関する事。
- 当該業務に関して発生する恐れのある疾病の原因及び予防に関する事。
- 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
- 事故時等における応急措置及び退避に関する事。

前各号に掲げるものの他、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。ただし、建設業や製造業、通信業、各種商品卸売業・小売業などの工業的業種以外の会社は、上記の ~ を省略することができます。



あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-33-7-701
 TEL: 0422 - 24 - 8625
 FAX: 0422 - 24 - 8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

編集後記

GWは、黒部立山アルペンルートに行きました。5月と云えど、まだ雪一面のまさに映画「剣岳」のような景色です。雪の大谷といわれる約20mの高さの雪壁に囲まれた道を散策しました。あまりの積雪量に自然の脅威を感じ、圧倒されっぱなし。標高約2500mにある日本で最も高いところにあるホテルにも泊まりました。まさに日本の頂点に?! 標高の高いところではお酒がよく回るようですね。下戸の私は、漬物2切れで頭がボーッとしてきました。(秋山)